

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第8号

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を加える。

第9条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員の第2種初任給調整手当については、給与条例第10条の2の規定の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。